

## 刊行にあたって

この度、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を期間とする第 3 次食育推進基本計画が食育推進会議で決定されました。今後は、この第 3 次食育推進基本計画に基づき食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことになります。

食育は国民運動として取り組んでいくことが必要であり、食育を推進する活動は、国民、民間団体等の自発的な意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民を始めとする多様な主体の参加と協力を得て連携を図り、全国各地において展開されなければなりません（食育基本法第 4 条参照）。このため、食育基本法では、都道府県及び市町村に対して、食育推進基本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

平成 27 年度までに全都道府県及び 76.7%の市町村において食育推進計画が作成されました。食育推進計画を既に作成した都道府県、市町村においては、食育推進計画に基づき、また、第 3 次食育推進基本計画を基本として、新たな計画の作成や改定を行いながら、継続的に食育の推進を検討し、その充実を図る必要があります。また、全国各地で地域に密着した食育推進活動が推進されるためには、残りの 23.3%の市町村についても食育推進計画を可能な限り早期に作成することが求められます。

このため、国は、都道府県とともに、市町村における推進計画の作成が促進されるよう積極的に働きかけ、食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに、技術的な支援にも努めていくなど支援を行うこととしています。

この参考資料集は、こうした支援の一環として、第 3 次食育推進基本計画を作成した背景や、目標の考え方、関連情報などが記載されており、都道府県及び市町村における食育推進計画の作成及び改定に役立てられるよう取りまとめたものです。都道府県及び市町村では、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かしつつ、互いが密接に連携・協力して、地域レベルでのネットワークを築くため、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に一層取り組むことが期待されています。この参考資料集をご活用いただき、より多くの市町村で、それぞれの地域特性を生かし、「食育の環」を循環させた、次世代にまでつながる継続的かつ効果的な食育が広がっていくことを願っています。

※本資料は、平成28年3月末時点で作成・編集したものです

